

平成28年度
第一回宮崎市景観審議会
議 事 録

日 時 平成28年11月1日(火)
9:30~12:10

場 所 宮崎市保健所1階 研修室B

平成28年度 第一回宮崎市景観審議会

1. 審議会の日時及び場所

日 時 平成28年11月1日(火) 9:30~12:10

場 所 宮崎市保健所1階 研修室B

2. 出席委員

第1号委員 北川 義男
出口 近士
松竹 昭彦
菊池 克頼
前田 省子
石川 千佳子
藤元 良一
田村 恵理子

第2号委員 日高 実枝
青山 桂子
南部 恵
渡辺 吏

特別委員 岡崎 礼子
水間 京子

3. 欠席委員

第3号委員 高橋 信尋

第4号委員 杓掛 孝
谷口 幸雄

特別委員 平岡 直樹
松田 慎介

4. 議案

- 議案 1 景観形成に係る太陽光発電設備等における景観条例等の改正及び景観計画の改訂について
- 議案 2 野立集合広告の基準の検討について

5. 報告

なし

6. 審議の経過及び結果の概要

次項以降、審議会議事録のとおり

司会 只今より平成28年度第一回宮崎市景観審議会を開催いたします。それでは最初に都市整備部長より委員の皆様にあい拶申し上げます。

部長 <部長挨拶>

司会 ありがとうございます。
それでは審議に入ります前にご報告いたします。只今の委員出席が定数の過半数を超えておりますので、本会議が成立しますことをご報告申し上げます。
続きまして資料の確認をさせていただきます。
(冊数説明)
資料の不足等ございませんでしょうか。ありがとうございます。
議事に移らせていただきます。会長本日は議案2件でございます。
ご審議をお願いします。

会長 では、これから審議に入っていきたいと思います。本会議の議事録署名委員につきましては、今回は〇〇委員と〇〇委員にお願いしたいと思いますが、お二人ともよろしいでしょうか。

各委員 <了解の声>

会長 それでは、審議に入りたいと思います。諮問書にて議案「景観形成に係る太陽光発電設備等における景観条例等の改正及び景観計画の改訂」等について、平成28年10月7日付けで宮崎市長から届いております。
では早速、事務局の方からご説明をよろしく申し上げます。

事務局 <事務局説明>

- 会長 「1. 景観形成に係る太陽光発電設備等における景観条例等の改正及び景観計画の改訂について」の説明をしていただきました。ここまでで何か質問はございますか。
- 〇〇委員 面積のところ、建築物にしる工作物にしる、かっこ書きで面積の後に重点地区は下限なしとありますが、これは重点地区については面積に関係なく届出をするということをつけ加えているのでしょうか。
- 事務局 重点地区では、1枚でも太陽光パネルを出すのであれば、届出義務が生じます。
- 〇〇委員 日常的に目にする工作物としてのパネルで、さほど面積がないものでも道沿いで、ばら線で囲ってあると非常に目立つという実感があるのですが、そうしたものも誘導ができるような仕組みを考えていく必要があると考えます。
- 事務局 調査をしたところ、ある地域では飛び地で設置したりしています。兄弟や親戚が持っている土地で、休遊地で自分の土地を活用しているところがありました。条例改正をきっかけに議論ができればと考えています。
- 〇〇委員 今、県に国土利用法の届出のある大きいところがありますが、これについては、既にできあがっているもので、誘導はできないのでしょうか。
- 事務局 今現在建設中、できあがっているものは適用ができません。施行日以降に設置するものに対しての届出が義務付けられます。ただ事前協議は今までどおり可能です。
- 〇〇委員 休耕地とか、グリーンゾーンを破壊しながら設置されています。景観というのはグリーンを大切にしたい趣旨があると思いますので、国の施策として規制ができないから、仕方がない、と手遅れになりながら誘導を始めたというところだと思います。調べられたところで極端に目立つところは、やはり積極的に誘導をしていただきたいと思います。
- 会長 今、太陽光パネルの議論をしていく過程で、まず規制しながら基準を決めて前向きにやっっていこうという大きな流れは、たぶん皆さんご理解いただいていると思います。それと、既にできている部分や規模の小さい部分についても、より良くしていくには、その辺りの所を次のステージ、すぐにいけるかどうかは別として、次組み込んでいける方向というのは大切だと思いますし、良いご意見だったと思います。次に活かしていけたらよいのではと思います。
- 他に何でも結構です。基本的には宮崎のまちをすばらしく誇れるようなまちにしていく、今までの枠組みでずっとしてきた色々なところの都市があるが、次のステージは今までの延長でちょっと良くするという話と、もうひとつは宮崎市のアイデンティティを25年50年先の方に持っていくとしたら、宮崎の個性というのは、どの辺のものかというのも意識しながら順番にやっっていく流れが大切だと思いますし、今のお話は、そういうところに強く関係するのかなと思います。他に何かありますか。
- 〇〇委員 先ほどの〇〇委員と似ていますが、これは通常の経済行為だと思います。売電というか、逆に広告物と取扱いを同じになぜできないのか、つまりすべて設置する場合には届出をしてくださいというのができないかと。そんなに数多く屋外広告物みたいにたくさんは出てこないと思うし、手間もそんなにかかるものではないし、その時全部網にかけておいて、フェンスがあるのであれば、フェンスにツタ等を覆ってもらえませんか、というくらいだと誰も困らないのではないかと思います。私は屋外広告物を同じ考え方ですべて届け出てくさだいという風に思います。
- 会長 確かに広告物の数と、今言われたように確かにそのような感じがします。今、〇〇委員

からの話がありましたように、確かに広告物は数が増えているけども事務的な判断というのが大きくなっていくけども、太陽光パネルの規模からするとそんなにたくさんではないので、とりあえず、届出は宮崎の場合は出してもらおうと、その後の対応はまた次の段階として、出してもらおうというのもいいような気もしますが、他の皆さんどうでしょうか。

〇〇委員 形態・意匠という意味が分からないのですが、太陽光発電設備を普通に制限するものではないというふうに、これって今から発電の分というのはかなり重要なポイントになりますので、これはこれできちんと理解した上でこの景観審議会の中で議論すべきだと思います。先ほど事務局説明でもありましたが、条例等が強制的に制限とかできるものではない、共存をしていくものだとか大前提を冒頭で言われていますので、ここをきちんと押さえた中でしっかり景観審議会の中で、どう将来に渡って、これと共存していくのかを考えるのが一番大事だと思っています。これすごく良いと思っているのですが、1点だけ、先ほど小学校の事例があって避難の場合とか、なかなか良い発想だと思っているのですが、そこで500㎡のところと1,000㎡のところを分けるというのがいまいち分からなくて、いわゆる行政サイドで、避難の場所での太陽光をつけるというのであれば、たとえば小学校に今後ずっと付けるという位置付けであれば、1,000㎡ではなく500㎡からとか、レベルをちゃんと考えた中で一般のところも認めるとか、そういうふうにしないと、じゃあ一般事業者のところでもちょっと広いなど感じる場所もあるかもしれないし、私も基準は分かりませんが、そのような形で行政的な説明ができるような基準があったほうが説得しやすいのかなと思います。それと小さいところで太陽光パネルの下に雑草がどんどん生えてきます。小さいところであればある程です。大きいところは目隠しでいいのかもしれないけど、小さいところは、ほとんどほったらかしになっていますので、逆に雑草とパネルのアンバランスというか、そういうのをどのように考えていくのか議論しておかないと、大きいところはきれいになったかもしれないけど、小さいところが不揃い、あるいは景観がよくなるというのが、逆に議論していても、そこが大きく、議論の中心になってくる可能性があるのではないかと思います。既存のところも、せつかくこういう形で出ましたので協力を求めるという点では、説明するのは必要かもしれません。

会長 実際にやっていくときに、規制というよりも、共存しながらより良くやっていくというようなことが書いてある、その部分も理解しながら、効果的に進めていく、そういうベースは持っておく必要がある。先ほど説明ありましたが、全部規制するという押さえだけではなくて、理解してもらいながらやっていく部分、押さえておくという説明もありましたが、そういうところを理解しておくというのは重要だということです。先ほど〇〇委員から話がありましたが、方向としては良いけれども、既存のもの、こういう制度になったという形で話していくと、その人も先は一緒にできるようなサイクル、循環がセットされていくと良いという話だったと思います。今まで出た中で何か事務局ありますか。

事務局 維持管理をしなかったらどうなるのかというのを、こういう事例もお見せしたいと思います。実際こんな状態になっています。面積としては、5,000㎡くらいのところです。維持管理を怠るとこのようになります。地権者にお話をしました。何かせんといけない

と知っているうちにこのようになってしまった、とおっしゃっていました。もう一人、別の方に話しをきくことができましたが、敷地内に山羊を放して草を食べさせるんだ、とおっしゃっていました。すべて維持管理をして欲しいというのは行政指導というよりも誘導を地道にしていかなければと思っています。もうひとつ、〇〇委員のほうからすべてのものを対象にした方が、というお話があったかと思います。平成2年から都市景観条例で2000㎡の建築物について指導してきて、平成21年度に300㎡に変えました。延べ床面積2000㎡から300㎡に移行して、今300㎡で運用させてもらっている状態です。今回の〇〇委員からの話ですけれども、なぜ事務局として5,000㎡もしくは1,000㎡という風にお話したかというのは、まずは大きな大規模なものの届出をしてもらって、誘導させてもらう、そこから徐々に下げていってもいいのではないかという考えで、誘導の方法のひとつとしてやはり大きなところから理解を得てどんどん狭めていくという方法でスタートを切らせていただきたいと思います。今回1,000㎡と5,000㎡という形でご提案させていただいた次第です。よろしくお願ひします。

会長

ありがとうございました。

〇〇委員

行政的な視点でいろんな理由もあると思いますので、5,000㎡というのは、そういう情報が入りやすいからというのが当然あると思いますので、それはそれが良いとか悪いとかは私には判断できないのですが、まずひとつ言えることは、この太陽パネルを、今この中で私が抜けているのではないかと感じているとこと、視点としてですが、事業用でやっているのか、例えば自分の家の屋根に乗せる家庭用、太陽光パネルに乗せる目的というんですかね、これが一回ふるいがないとやっぱり、自分の家に、新しく新築するお家に乗せましょうとか、元ある家もそうなのでしょうが、わざわざ醜いものを乗せようとする人はいないと思います。あと規模的にも限られている。ところが事業者は要するに経済効率のよい方を狙うわけで、より簡単にしてということであれば、これは設置目的が事業用なのか家庭用なのか〇〇委員がおっしゃったようなところにもちょっと、全部これをふるいにかけるのか、かけないのかということにも関係してくるのですけれども、まずは、事業用に使うものについては、絶対安易なほうにいきやすいので、このパネル設置がどういう目的で設置するのかっていうなんかチェックが必要かなという気が今ちょっとしました。特に、200㎡でも300㎡でも町の中にぽつぽつある方が、低いやつですが、工作物として地べたにある方が、よっぽど目に付いて気になると思います。家庭用じゃなくて事業用でやっているからみんないい加減にやっている。だからそういう目的をちょっと判別して、この例えば5,000㎡というのでも活かしていただいて、山間地でやるときはとかいうことでもいいと思いますが、市街地とか街の中では事業目的にやるのであれば、大きさ関係なく出していただくような、そこでなんか誘導していくというのが必要かなと思います。それと建築的になっている1,000㎡以上というのでも、さっき〇〇委員がおっしゃったように、学校を一例にして1,000㎡というのは、ある何かの目安という意味ではとても良いと思いますが、普段私達が道を歩いたり、車で通っていて気になるのは、例えば小学校だったら2階だったり3階だったりいろいろしますが、3階建てくらいから上になると、ほとんど人の視線には入ってきません。よっぽど気になるのは最近2階建てのアパートがたくさんできていますが、2階建てのアパートにこのパネルを乗せているケースが非常に多い。建築的な目で見ると。だから

そういう点でいくと、ここから先は〇〇委員と意見が一緒になるのですが、1,000 m²ではなくてそういう中規模くらいの低層のアパートでも簡単に乗せやすい大きさというのでしょうか、そんな意味からすると300 m²なのか500 m²なのか、そこもちょっと数字上は言えませんけれども、ちょっとここ辺りは縛りを低くしといてもいいのではないかなと感じました。うちの近所にも小学校ありますが、ほとんど3階建てが主流で、3階建ての上だったら普通の作りだったらちょっとしたパラペットがあったりするのでそこに平たくパネルが乗っていたらほとんど目に付かないという気がします。しかしそこを一線じゃなくて、やはりそういう公共施設だろうが民間だろうが、500 m²くらいからはきちんと注意しましょうと、誘導というか啓発ということで言うと、この建築的な面積は少し低くてもよいのではないかと直感的には思います。それと大前提でいえることは、パネル1枚であろうがなんだろうが、宮崎では景観に配慮して設置する、これは当然のことで事務局のみなさんもそういうことを考えているのでしょうけど、下手にこういうのが数字でぼんと出てしまうとこれ以下だったら私たちは何もしなくていいというのが人間だと感覚的に陥るので、やはりこれを打ち出す場合は宮崎を美しくするためにどんな小さなものを設置しようとするときも美しくしていきますというのを強く打ち出して欲しいと思います。ただ全部それは受け入れることができないので、規模で制限する、届出をしてもらう、あるいは事業とか、目的別の視点を持って出してもらうということで、なんかもう少し条件の工夫があってもいいかなという気がしました。

会長 ありがとうございます。今お話の中で、先ほど届けの表ありましたが、あの項目の中に先ほどの言われた目的、各家庭のいうのと、経済的なビジネス的な、そういう項目は1ついれるというのは、いんじゃないかなと思いますが、またその辺のところはどう考えているのでしょうか。

事務局 〇〇委員がおっしゃっていた事業用というキーワードですが、事務局としても事業用なのか家庭用なのかということも考えたこともあります。1,000 m²というのは、家庭用ではなく、事業用を対象とした届出が良いのではないかと考え、提案させていただいております。

〇〇委員 実際事業やっている立場から言わせていただきますが、景観以前にメンテナンスがないと、要するに使用している土地のメンテナンスを年に何回かしていかないと、景観どころではないというのが、実際やっている事業者としてはあります。たくさん見に行かせてもらいましたが本当に荒廃している事業所がたくさんあります。ただ事業目的は、先ほどいわれたように、すべてやはり届けてもらうということは景観以前の問題として、また、やはり宮崎は草の生え方が異常にすごいので、雑草にまみれます。例えば低木の木を植えるというのもいいかと思いますが、それを毎年手入れするのかというのができるかどうかというのもあると思います。例えば南側が道路に面していてそこに木は植えたくないと思います。その木があるため陰になりますし、たとえばツタを補助して頂いても、成長がものすごく早いので、太陽光のパネルのほうに入っていくというのもあります。ですから、常に景観も大事ですけど景観を保つためにも、国民の税金を頂いて補助してもらって作るわけですから、やはり景観を保つというか、きちんとした手入れをするということが大事なことなので、景観も大事ですが、まず作っていただく場合には景観を盾にすべての事業者に対して届出をしてもらうというのが必要じゃないかな

と思います。例えば 100 m²でも 50 m²でも色々あります。やはり空いたところにみんな作っていますが、作っただけで結局、東京とか大阪の方が作られてそのままになっているというのが多くみられます。大きいとこほど地元の業者の方と契約されてメンテナンスをちゃんとやってらっしゃいます。ですから私はどちらかと言うと、大きいほうよりもすべてのことに小さい事業者にも目を向けないといけないじゃないかと思います。事業の面だけ、建築物、建物のパネル等については僕もよくわかりませんが、事業用についてはもうちょっと指導があった方が良くと思います。

会長

ありがとうございます。

〇〇委員

専門家ではありませんので、一般的な目から見て、今までのお話と同じような感じですが、450 m²と 500 m²の差がパッと見て普通の人にわかるのかなと、900 m²と 1,000 m²の差が、900 m²ならいいけど 1,000 m²は駄目だよというのが普通パッと見て分かるのかなというところが、それで決めなくてはいけないのかなというのがちょっと疑問です。それと植栽の誘導ということでツタというのが出ていますが、ツタは成長が早いというのが出ましたが、最初植えたときはツタがないですよ。それがだんだん伸びて成長が早いかもしれないけど、最初から景観として隠しものにはならないと思います。ですからそこを誘導するというのも、ツタが出ているのも予算面からの考えで安いというのものもあるのかもしれませんが、ちょっと疑問に思いました。

会長

ありがとうございました。今いろんな話が出ている中で、ひとつは基準の話がありました。工作物と建築物、何か工作物というのはあちこちに、規模小さくてもインパクトがものすごく強いと思います。建物っていうのは、その上に乗せるので、何か風景的な大規模の場合はちゃんと抑えないと、小さいところの建築物の中に付随している部分については、工作物でできている部分とは影響力もものすごく大きく違うのかなという感じがします。工作物のほうは、いずれにしても届けてもらうという方がいいのではないかと思います。工作物は当然ビジネスとして、各家庭でやる部分は当然売電しているから経済的活動という風に捉えればそうだけど、基本的には自分の生活をよくしていく部分と自然エネルギーを使いながら良くていくライフスタイルの枠組みでとられますけども工作物を設置するというのは、ライフスタイルを良くするという意味じゃないので工作物と分けて捉えていくと、理解しやすくなるんじゃないかなと思いました。そう考えていくと工作物はいずれにしてもちょっと規模が小さくても、いろんな話を聞いていると、影響力がいずれにしても大きいと、そういう風に誘導するかっていうのはまだあるにしろ、とりあえずそういう風なものを街の中にビジネスとしてやろうとした場合には、やはり届出は、してもらうという仕組みを入れておいたほうが、安定するのではないかなと思います。他の町でもたぶん同じような問題があると、出てくると思うけども、宮崎の事例をやると、このアイデンティティもそこから見えてくる。ただし、強引にやるのではなく、プロセス的にはちゃんとそういうふうのを理解しながら、という風に考えると工作物は全部届出して、なんか建築物の部分は、何か基準でもいいです、その数値は分かりませんが、工作物と届出の基準は変えてもいいかなというふうに思いました。

〇〇委員

全部届出したら手間がものすごくかかるのでしょうか。

会長

イメージはどんな感じですか。

事務局

現場サイドの話をさせていただきます。まず工作物と建築物を分けてお話しします。工作物につきましては、今、太陽光発電設備だけで考えると実施したことがありませんので未知数です。ただ、建築物だけの話をさせていただくと、今現在、建築物は延床面積300㎡以上の建物の壁の色や屋根の色について届出をさせていただいております。年間400件くらいうちの職員が毎日処理をしています。営業日だけで考えると1日に2～4件になります。それに加えて事前協議もあります。こういったものが届出対象になりますか、という質問・相談も届出件数と同じくらいあります。これプラス太陽光パネルの届出もしたいという風に考えています。実際に建築物だけ考えると建築確認を取るときに建築指導課から、300㎡以上延床面積があるので景観課にも行ってください、と誘導してくれます。最近では、民間からも言ってくれるようになり、業者さんが景観課の方に来てくれます。その中でその建築物300㎡以上のうえに太陽光パネルが乗っている場合は、図面を見ることで確認ができると思います。よって、太陽光パネルと一緒に建築物として出すのであればプラスαになるくらいだと思っているので、そんなに届出件数が増えるというわけではないと思っています。ただ、〇〇委員もおっしゃっていましたが、建築物がそもそもあって、その上に乗せる場合をプラスαした場合は、その分増えると思っています。ですから、事務量ということよりも、どんな影響があるかなというところを、我々の考え以外で、この審議会でお諮りしているのはやはり市民目線だったり、いろいろな事業者目線であったり、そういうところをお聞きしたいので、今回の審議会へお諮りしているところでございます。よって、〇〇委員が言われるように事務量というのはあまり考えなくても大丈夫でございます。お気遣い感謝いたします。

会長

そういう風に考えると、一定規模以上という考えも大事ですが、とりあえず実行するということがまず重要だと思います。その一定規模の数字については、運用していく中で修正していくというような捉え方をするといいのかもしれない。

〇〇委員

私も工作物の届出をする一定規模を決めるのは、難しいと思っています。先ほどの牛舎の再利用は、工作物だからそんなに高いものを作れるわけではないと思いますが、地面に近いものばかり見せられて、ただ牛舎のあとの設置は高さがありました。あのようなものが出てくることもあると思います。そうすると5,000㎡とかいう数字じゃなくて例えば1,000㎡でも2,000㎡でも高さがあることで非常に目立ちすぎる。それは屋外広告でもそうだし、専門的に光の当たり方とかあるでしょうから一律の並べ方じゃない場合もあるのかもしれないと、広いところであれば。ですので、工作物に関しては、面積に関係のないやり方のほうがいいのかないかなという感じがしています。

〇〇委員

景観を阻害するのは事実だと思いますが、その土地に根付いて、その景観を壊すっていか不のインパクトを与えるのですから、それなりの義務が発生すると思います。その義務が届出ということで、そこにはサイズの区別はないと思います。0か1かで1の時には届出をしてくださいと、そしたら市と一緒に協議をできますし、そういうことかと気が付いてくれる人もいるでしょうし、根本的に景観に負のインパクトを与える代償としての行為だと思います。だから僕は義務と思って、スケールは関係なくすべて届出制にして、あと、市の方も後から色々な情報も持っているし、色々なことでアクションも起こしやすいでしょうし、その折り合いだと思っているから、僕は義務だと思います。だから義務を果たしてもらってというのがスケールに関係なく、ということだと

思います。

会長

ありがとうございました。今のお話が基本的に自分たちが住んでいる街を良くしていく、原点だと思います。今、コンビニでも、あのお話ちょっと変わる、コンビニ作って無機物だけ量増えているところありますよね。あれもちょっと町にとって負になっている部分もあるからやはり何かやるときには最低宮崎の施設も出きて、利用してもらって風景も痛まなくていい折り合いってというのが、基本という風に捉えたほうがいいかなと思ったりすると、今〇〇委員がお話になられた、届けるのはやはり基本にできればよりいいなとイメージはあります。それで、この辺やるとしたら量的にも大変だと思います。事務的に、やる手順があると思うんですね、いいと思うから全部やったら、現場のほうがパニックになってしまう、というステップがあったらまずいと思うし、これが順応しながら努力しながら、良くなっていくリズムでいくとやっぱり先ほど言われた1個から何個というあの辺の目安は、いけそうなのかどうかっていうのが、どうでしょうか。

事務局

目安について言うと、工作物については、正直分からないところが本音でございます。それはなぜかという、再生可能エネルギーを進めるといったところで、経済産業省が発表し、平成25年だったと思いますが、固定価格買取制度ということで、かなり気運が高まってできてきたと思います。ここ2、3年の状況をみますと、たくさん建設されております。今後については、先ほど担当から話があったように価格の値段が落ちてきている、というところもあり、正直分からないところがあります。ただ市としての方針で言いますと、たしかに景観を守らなくてはいけないという半面、電力の確保というところもあって再生可能エネルギーを進めているといった状況もございます。そこでどの基準を設けるかといったところで先ほど提案したところで、他の行政庁も施行しているのも参考にしながら、今回ご提案した5,000㎡などについては、あまりに大きなところがありすぎるとやはり景観上も問題があるだろう、といったところで、まずは5,000㎡からスタートしたいと思っております。今回提案させていただいたところについては、市として景観への配慮もありながら再生可能エネルギーも進めるべきであるということで、今回提案させていただいたところでございます。ただ工作物については、やはりひとつ建物が太陽光できますので、それについては、今日のご意見ふまえるとやはりすべてを対象にするといったところも考えなくてはいけないと思っております。ただ建築物については、全てということは少し検討の余地があるのではないかと考えております。屋根の上に設置するのをどこまで届け出にするのかといったところについては、新築できるところ、また既存の宅地のところについてすべて対象にすると、要はすべて今ある家が対象となってしまいますので、事務量についても考慮しながら、建築物については再考する必要があると思っております。

事務局

現行の景観法の届出要件を鑑みますと、市内全域の景観計画区域内においては、一定規模以上、いわゆる延床面積300㎡以上等の新築、増築、改築、壁の塗り替えというのは届出を出していただいております。例えば延べ床面積が300㎡くらいですと、屋根の上に乗せられるパネルとしては、100㎡乗せられるか乗せられないかくらいだと思います。このようなひとつ目安として、現行の届出制度の一定規模以上の建築物を対象にすることも考えていきたいと思っております。

会長

建築物については、既にそういう基準で届出をしている部分と組み合わせてやるという

のは、理解しやすいし、やりやすいですね。もうひとつの工作物については、実際に街の中でどんどんこれから出てくる可能性もあるので、やはり全部届出いただくと言うようにご検討いただけないかと思います。

〇〇委員 別件ですが、パネル自体が何年もつのか、うちも事業としてやっていないものですから分からないのですが、昔のパネルは、パネルを丸ごと変えないといけないという話だったが、最近は一枚ずつ変えられるパネルになっているという話なのですが。

〇〇委員 対応年数は15年です。

〇〇委員 15年ですか、最初に建設した人たちのパネルは、もう3年たちましたから、もうあと10数年になってくると思います。事業が厳しくなったときにほったらかしになる可能性がすごく大きいと思います。その辺のところ、大規模な建築物もそうなのかもしれないけど、工作物のところが特にそうなる可能性がすごく大きい。15年後あるいは、パネルを替える、故障があったら15年もたない場合あると思います。もう資金回収したから、もういいやとなるところが結構でてくると思います。こういうところに関しては、手の打ちようがなくなります。その辺のところをどうするのかっていうことも踏まえた中で、今の工作物については、考えておかないといけないのかなと思っています。

〇〇委員 建築で、工場とか事業所とかで敷地の広いところは緑化義務があります。敷地の何パーセントか、だから事業目的で何万㎡とかそういうところは敷地の何パーセントかは緑化して手入れしなさいと、まず維持管理が大事なので、そういう誘導ができるかたちである程度の大きさを決めていただきたいなと思います。

会長 いわゆる緑化基準ですね。そういうのを安定させるというのを入れた上で、ということですね。それはいいですね。

〇〇委員 緑化基準は、街中につくる場合はいいと思いますが、郊外につくる場合は、緑化があまり必要視されないとします。

〇〇委員 それは維持管理を含めての話で、先ほど言われた維持管理が大事だと思います。雑草は緑化とは認められないですね。たしか、緑化の基準の中には入っていないと思うので。要するに低灌木なりなんなりきちんと植えてそれを管理するのが緑化なので。ほったらかしにするのは緑化じゃないです。事業所だったら自分のところは管理しますよね。きちんと。

〇〇委員 基本的には、先生が言われたように義務っていうのがきちんとないといけないと思います。私は全員にやってもらった方がいいと思います。あちこち見に行きましたが、そうとう乱れています。大きいところはきちんとされている。

〇〇委員 建築基準法もいろいろ市街地とか工場地とかいろいろ地域があるので、地域をそういうかたちで指定してもいいのかもしれませんが、当初、誘導していくという形で大枠を決められているのだと思うので、あとあとゾーンで指定していくとかそういうことも考えた方がいいのかもしれないと思います。

会長 今までの話を整理しながら、じゃあ具体的にどうしていこうかと考えた場合に、まず、いずれにしても今、宮崎市はそういう太陽光パネルの規制も届けも何の制度もないと、それをまず設置することはとても意味があると思います。実際それを設置して運用していくとしたらまだ細かいところを配慮していくと、この辺のメンテナンスの話もあるし、いろいろありますが、それを完全にして、届出制度にするのか、まず大枠をとりあえず

今決めておいて、継続しながら、出てきた課題の部分については、次、運用の過程で良い方法を見つけて改訂してやっていくという流れが実質的には成果があがるのかなと思ったりもしますが、流れとしてはそのような考えで良いですかね。まず大枠として、決めるけども、この決める数値だけちょっとどうすれば良いか、という事務局の方が、今回、委員の皆さんの意見を聞いていて、何か良い案ありましたら。

事務局 事務局としては、届出をしていただくことによって、協議をさせてもらうというのが大前提で、景観を良くするために、一定規模以上の届出をご提案しました。今回の審議会の委員の皆様のご意見を伺いまして、我々も今一度そういった形、数字的なものと考え方、誘導の仕方を今日学ばせて頂いた、教えて頂いたころもありますので、事務局からのご提案ですけれども我々で一回持ち帰りまして、一回整理させて頂いて再度審議会の場で、諮らせていただきたいと考えています。方向性としては、工作物は0ベースで考えます。建築物は、すべてのものではなく家庭用以外、事業者向けということで、例えば既存の景観法の届出規模である300㎡以上の建物の上に乗せるような、新築等を対象とできないかと考えたいと思います。それに対して景観の配慮の方法というもの今日話を受けたので、考えたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

会長 それでよいと思いますが、委員の皆様、良いでしょうか。

全員 はい。

北川会長 議題1の部分はそれで終わりにしまして、議題2のほうお願い致します。事務局のほう、ご説明よろしくをお願いします。

事務局 <事務局説明>

会長 ありがとうございます。非常に分かりやすい説明だったと思います。今、野立広告物の基準はありますが野立集合広告の基準が無いので、このままいくと景観に悪い影響を与える可能性があるということで、基準を設けて歯止めをかけたいということだと思います。その基準については、現状と具体的なサンプルを整理したうえで、基準として、こういう数値でやっていこうと思いがいかがでしょうか、ということだと思います。これについて、ご意見はございますか。

〇〇委員 直感的に思ったことなのですが、たくさん広告を出す場合に出せば出すほど1つの面積が小さくなるということなので、広告主としては、それだったらいくつ複数両面のものを立てようということにならないのかな、というのが直感的に思った心配です。私は厳しいほうが良いと思うのですが、そういうふうに逆効果にならないかなということ

会長 事務局で、検討された際に何かお考えがありましたらお願いします。

事務局 確かに、広告物単体、それぞれの事業所の名前が小さくなると、そういったことも起こり得ると思いましたが、実際に宮崎市の現状を見ても、小さくなくても1本になります。といいますのが、2本3本と立ててしまいますと、どれを見たらいいの分かりづらくなってしまいうということがあるようです。広い店舗、大きな店舗ができる時には入口がいくつかできますから、店舗から最も近い入口付近にその店舗の広告物を設置すると、店舗の場所が分かりやすいため、このような形での広告を出される傾向があ

るのではないかということで、こういう面積の制限にしております。

〇〇委員 その模型の数字のところは少し分からなかったのですが、12ページのところからすると一面が44.91㎡で、それが今度、第3種禁止ですから、20㎡になるのであれば、一面が半分以下になるのかなと、先ほどちょっと小さくなるとおっしゃられた、もっと小さくなるのではないだろうかというあたりの説明をお願いします。

事務局 今こういう面数になりますよ、という話で模型を準備してきました。

〇〇委員 実際はやはり半分以下になるのでしょうか。

事務局 新たな規制の基準は1面20㎡になります。例示のものは40㎡を超えていますから、どういう形で小さくなるか分かりませんが、これの半分程度に将来的にはなります。

〇〇委員 今の模型の件ですが、面積2面で小さくすると理解しました。そうすると今の広告主の側に立ってみるとあの中で、数を消化しようとする視覚的に非常に見えにくいと思います。車から広告を見る場合、かなりスピードを出していますから、最低あの大きさの広告が1店舗毎にいるだろうと思うのです。最初に面とおっしゃったのが、裏表じゃなくてL字の形状かなと思いました。あのような場所には、どうしても2面使って一緒に見えるというのがないとかかなり小さくなって、広告主がどうのこうのというよりも見えにくいということになると思います。ただ四角柱になっているのは中に入った人たちから見えるような形になっているので、そこはそれぞれが工夫されて別の作り方をされたらいいと思います。やはり16という数は宮崎では多いほうだと思います。ただそれは今後できないとも言えないと思います。大抵のところは説明して頂いた縦長の大体あんな形になっていてあとは、あれで十分見えますので、あとはセンスの問題だと思いますけど、こうなったらたぶん困られるだろうと思います。

事務局 今〇〇委員が言われましたLの可能性もあります。L字の場合は2面なので面数の制限には抵触しないというかたちになるのですが、店舗数が多い例で、ああいう形の広告物を掲出していない代表的なものが〇〇になります。〇〇は〇〇のロゴでアピールをしまして各店舗の広告物については敷地の中に掲出をされて各店舗の誘導をされているというところもございますので、先ほど仰いましたとおりセンスの問題も多少あるのかなと思います。

〇〇委員 看板が大きすぎるという、それと一緒にスピードが出ている車から見てそこから入るから非常に交通事故が起きるのではないかなという場所なので、あそこに関しては又考えられるのだろうと思います。

〇〇委員 提案されまして基準が定められますと違反になるものがあります。例えば、3年後には改善してくださいというような改善の猶予期間がないと大変だろうと思います。

〇〇委員 ここ何年かのことで基準を変えるという話になると当然そのペナルティの部分に関しては行政から支援があるものと思います。

会長 実施するとしたらこれから行うものが対象なのか、過去のものも対象となるのか事務局ご説明ください。

事務局 規則で改正して適用していくわけですがけれども、不利益を訴求させることは非常に難しいです。経過措置期間として7年間が設けられています。これは許可ができる扱いということですが、7年間は経過措置として適用をすると、当然あの規模の看板ですから耐用年数としてはこれ以上あるものと考えています。その間、市が許可を出しながら改善の

お願いをさせていただきながら7年間が経過して、それでもまだ十分もち、しばらく使いたいということになれば、特例許可という制度がございます。特例許可の申し出をしていただきまして、それからは許可と若干違う扱いになってしまいますけど、通常看板は2年ごとに許可の更新をしていただいております。特例許可の場合は毎年許可の更新をして頂いて、是正のお願いをしていきます。今の広告主さんが不利益を被るとか保障問題になるなど、そういうことにはならないと思っています。

会長 ありがとうございます。そういう風に配慮しながら説明はしながらやっていくということだと思います。

〇〇委員 正直L字型にしたときに2面だから、1本追加で立てれば4面できます。それだと今より景観が悪くなる気がします。

事務局 たぶんその際は1つずつ作られて、L字のようにされるのではないかと考えます。

〇〇委員 それでは今より変な感じになりそうな気がします。

事務局 変な感じにはなりません。しかし、基本的には野立集合広告の規制が無いので、数多くの大きなものができる可能性があるため、規制をかけなくてはいけないということから上乘せ基準を設けたいと考えています。

会長 ありがとうございます。この野立て集合広告に関しましては、事務局のほうから出されました原案ですが、原案を承認するというような形で、実際にやっていく過程で問題が生じた場合はまたその都度制度を高めながら、改善していくという方向でこの原案は承認ということよろしいでしょうか。

全員 了承。

会長 ありがとうございます。